

# 定 款

一般社団法人岡山県老人保健施設協会

# 一般社団法人岡山県老人保健施設協会定款

## 第1章 総 則

### 第1条（名称）

この法人は、一般社団法人岡山県老人保健施設協会と称する。

### 第2条（目的及び事業）

この法人は、岡山県内の介護老人保健施設の一致協力によって、県内の高齢者の保健、医療及び福祉に関する調査研究及び知識の普及を図り、もって今後の少子高齢社会における県民の保健、医療及び福祉の増進に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. 高齢者の保健・医療・福祉に関する調査、研究及び指導
2. 高齢者の保健・医療・福祉に関する情報提供及び知識の普及、啓発
3. 高齢者の福祉の増進に関する研修事業等の実施
4. 関係機関及び関係団体との連絡協議
5. 介護老人保健施設の利用相談に関する事業
6. 介護老人保健施設入所者の在宅復帰支援事業
7. 介護老人保健施設の管理運営の改善のための調査、研究及び指導
8. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3条（主たる事務所）

この法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市藤戸町藤戸1580番地に置く。

### 第4条（公告の方法）

この法人の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 基 金

### 第5条（基金の総額）

この法人の基金の総額は、金670万円とする。

### 第6条（基金の拠出者の権利）

この法人の基金は、法人が解散するときまで返還しないものとする。

### 第7条（基金の返還の手続）

基金の返還は、この法人の他の債務が弁済された後、清算人が決定した方法によって返還する。

## 第3章 社員及び会員

### 第8条（社員の資格）

岡山県内に介護老人保健施設を開設した法人、法人の代表者又は当該施設の管理者は、この法人の社員となる資格を有する。

### 第9条（社員及び会員）

この法人の社員及び会員は、次のとおりとし、社員をもって一般社団法人法上の社員とする。

(1) 社員・・・この法人に基金を拠出した社員を言う。

この場合の社員とは平成14年に有限責任中間法人岡山県老人保健施設協会設立のための基金拠出金10万円を拠出した施設と有限責任中間法人岡山県老人保健施設協会設立後に入会のための入会金10万円を納入した社員をいう。

(2) 会員・・・この法人の趣旨に賛同して会員となった者をいう。(以下「賛助会員」という)

ここでいう賛助会員は、議決権を有しない。

2 社員及び賛助会員は、総会で定めた入会金及び会費を納めなければならない。

#### 第10条 (社員の氏名及び住所)

この法人の社員は、別紙社員名簿のとおりとする。

#### 第11条 (入会)

この法人成立後社員となるには、社員総会において、総社員の議決権を有する社員の過半数をもって承認されなければならない。

2 この法人の賛助会員となるには、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### 第12条 (退社及び退会)

社員及び賛助会員は、次の理由の1つに該当したときは、退社又は退会するものとする。

(1) 本人の申出

(2) 後見又は保佐開始の審判を受けたとき

(3) 死亡又は解散

(4) 除名

(5) 社員となる資格を失ったとき

2 第1項の(1)によって社員が退社するには、6ヶ月前までに書面で申し出るものとする。

3 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人法第30条に定めるところによるものとする。

4 賛助会員の除名は、理事会が理事の3分の2以上の賛成を得て決定する。

### 第4章 社員総会

#### 第13条 (社員総会)

この法人は、毎年5月に定時総会を開き、必要に応じて、臨時総会を開催するものとする。

#### 第14条 (招集)

社員総会は、会長が招集するものとする。

2 社員総会を招集するには、開催日より5日前迄に、各社員に対して、その通知を発す

ることを要する。

- 3 社員総会に出席できない社員が代理人による議決権の代理行使をする場合は、委任状その他代理人による議決権の行使に関する事項を通知しなければならない。
- 4 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨とするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び議決権の行使期限を通知しなければならない。
- 5 前項に規定する議決権を行使することができるとするときは、前項通知に一般社団法人法第41条第1項に規定する社員総会参考書類及び議決権行使書面を添付しなければならない。

#### 第15条（議長）

社員総会の議長は、会長がこれを指名する。

- 2 会長に事故ある時は、副会長がこれを指名する。

#### 第16条（決議の方法）

社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

#### 第17条（議決権）

各社員は、各1個の議決権を有する。

- 2 社員は、議長に委任して議決権を行使することができる。
- 3 社員総会に出席できない社員は、委任状その他代理権を証明する書面を本協会に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合において第16条の規定する社員総会に出席したものとみなす。
- 4 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使する場合は、社員総会の日時の直前の本協会業務終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を書面又は電磁的方法で本協会に提出しなければならない。
- 5 第4項の規定により行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に参入する。

#### 第18条（議事録）

社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印することを要する。

## 第5章 役員

#### 第19条（員数）

この法人には、役員として理事3名以上20名以内及び監事2名をおく。

#### 第20条（会長及び理事、監事の選任の方法）

この法人の会長及び理事、監事は、社員又は社員である法人の代表者又はその施設管理者の中から、社員総会において選任する。

選任方法については別途定めるものとする。

## 第21条（理事の責務）

理事は、当該年度に開催される理事会に出席する義務を負う。

## 第22条（任期）

理事及び監事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

## 第23条（会長及び副会長）

この法人には会長1名 副会長3名を置く。副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。選定の際、会長は、副会長の候補者を推薦することができる。

会長任期は1期2年であるが再任を妨げない。

- 2 会長はこの法人を代表する。
- 3 会長は全国老人保健施設協会岡山県支部長を兼ねることとする。

## 第24条（役員報酬）

役員は、無報酬とする。ただし、常勤役員には、社員総会の決議をもって報酬を支払うことができるものとする。

## 第6章 理 事 会

### 第25条（構成）

この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、会長及びすべての理事で構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

### 第26条（権限）

理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 会長及び理事の職務の執行の監督
- (3) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委託することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備）
- (6) その他法令で定められた事項

## 第27条（種類及び開催）

理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度に5回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき
  - (3) 監事が招集するとき。ただし、会長及び理事が不正行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき
- 4 社員総会において選任された会長及び理事は直ちに、副会長の選定をするための、理事会を開催しなければならない。

## 第28条（招集）

理事会は、前条第3項第2号の規定により理事又は同条第3項第3号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長がかけたとき又は会長に事故があるときは、指定された副会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は前条第3項第3号の規定による監事より理事会開催請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

## 第29条（議長）

理事会の議長は、副会長がこれに当たる。

## 第30条（定足数）

理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の出席により成立する。

## 第31条（決議）

理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決す。

- 2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、前項及び次条の決議に加わることができない。

## 第32条（決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### 第33条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印のうえ保存する。

## 第7章 裁定委員会

### 第34条（裁定委員会）

この法人に、裁定委員会を置く。

- 2 裁定委員会は、3名の裁定委員をもって組織する。

### 第35条（裁定委員の選任）

裁定委員は、この法人の会員の中から、社員総会において選任する。

### 第36条（裁定委員の任期）

裁定委員の任期は、第22条1項（任期）の規程を準用する。

- 2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

### 第37条（裁定委員の兼職禁止）

裁定委員は、この法人の役員を兼ねることができない。

### 第38条（身分に関する裁定）

裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その裁定を行う。

- (1) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項
  - (2) この法人の定款に違反し、又はこの法人の秩序を著しく乱す場合の会員の懲戒、制裁に関する事項
- 2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

### 第39条（紛議に関する調停）

裁定委員会は、次に掲げる事項について審議し、その調停を行う。

- (1) 会員の相互間その他の紛議に関する事項

## 第8章 計 算

### 第40条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

## 第9章 解 散

### 第41条（残余財産の帰属）

この法人が解散した場合における残余財産の帰属は、社員総会の決議により決定する。

## 第10章 そ の 他

### 第42条（委任）

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 附 則

### 第43条（最初の役員）

この法人の最初の役員は、次のとおりとする。

代表理事（会長）	福嶋啓祐
理事（副会長）	渡邊清一郎、野上和加博
理事	秋山正史、伊藤真理子、岩藤知義、江澤和彦、太田仁士、 佐藤勝弘、佐能量雄、下野國夫、菅波 茂、高越秀和、 津田隆史、藤井秀昭、藤本宗平、藪野信美、山下佐知子、 山本二平
監事	河本英世、佐藤林平

### 第44条（最初の役員の任期）

この法人の最初の役員の任期は、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。

### 第45条（規定外事項）

この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令によるものとする。

## 附 則

この規程は、平成21年5月31日から施行する。

この規程は、平成22年3月13日から一部改正するものとする。

この規程は、平成22年5月16日から一部改正するものとする。

この規程は、平成25年5月31日から一部改正するものとする。

この規程は、平成26年5月24日から一部改正するものとする。

この規程は、平成29年5月27日から一部改正するものとする。

この規程は、令和 元年5月18日から一部改正するものとする。

この規程は、令和 2年5月23日から一部改正するものとする。

# 一般社団法人岡山県老人保健施設協会定款施行規程

## (入会等)

- 第1条 定款第11条の規定に基づき一般社団法人岡山県老人保健施設協会（以下「協会」という）に入会しようとする者は、様式第1号から様式第3号に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 2 許可定数の変更、住居表示の変更等があったときは、様式第4号に定める変更届を遅滞なく会長に提出しなければならない。

## (退会等)

- 第2条 協会を退会しようとするときは、様式第5号に定める退会届を遅滞なく会長に提出しなければならない。
- 2 代表者の交代、死亡、その他特別の事情が生じたときは、様式第6号に定める社員変更届を遅滞なく会長に提出しなければならない。

## (役員選挙)

- 第3条 会長及び理事、監事の選挙の期日は、その30日前までに社員に通知しなければならない。
- 2 候補者は、選挙期日14日前までに略歴を添え、文書をもって選挙管理委員会に届け出なければならない。ただし、前期に引き続き候補者として届け出るものについては、略歴の添付は必要ない。
- 3 選挙管理委員長は、前項の届出を受理したときは、速やかに社員候補者一覧（順位は受付順によるものとする）を作成し、当該選挙の日の7日前までに社員に通知しなければならない。
- 4 候補者は、選挙開始までの間は自らの意思により立候補を撤回することができる。
- 5 選挙は、出席社員の投票により行う。
- 6 届け出のあった候補者が当該選挙の定数を超えないときは、第5項の規定にかかわらず投票によらないで当選人を決定する。ただし、定数に満たないときは、理事会の意見を聴いて補充選挙を行うことができる。
- 7 定められた投票用紙を使用しないもの、候補者でない者の氏名を記載したもの及び候補者名かどうか確認しがたいものを投票した場合は無効とする。

## (選挙管理委員会)

- 第4条 本協会に選挙管理委員会を置く。
- 2 選挙管理委員会の定員は3名とし、選挙の都度、立候補者、役員以外の正会員より、会長が委嘱する。
- 3 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 第3条第7項の投票用紙の書式、また、選挙広報等の手続きは選挙管理委員会が定める。
- 5 選挙管理委員会は選挙告示前に組織し、選挙業務終了後に解散する。

## (名誉会長及び顧問)

- 第5条 在任中功労があった会長を「名誉会長」「顧問」とすることができる。
- 2 名誉会長及び顧問は理事会の決議後に総会で承認を得るものとする。

3 名誉会長の任期は2年とし、その後顧問に就任することが出来る。

(公益社団法人全国老人保健施設協会役員・代議員等に関する事)

第6条 公益社団法人全国老人保健施設協会役員・代議員・予備代議員、その他役職につく者は、原則として、一般社団法人岡山県老人保健施設協会の理事でなければならない。

2 理事でない場合も必要に応じて定期的に理事会に出席し、意見交換及び報告をしなければならない。

(代理人)

第7条 社員が出席できない場合は、当該施設の職員を代理人として、定時総会等に出席させることができ、議決権が認められ、発言する場が与えられる。

#### 附 則

この規程は、平成21年5月31日から施行する。

この規程は、平成26年5月24日から一部改正するものとする。

この規程は、平成26年12月9日から一部改正するものとする。

この規程は、平成28年12月13日から一部改正するものとする。

## 一般社団法人岡山県老人保健施設協会会費規程

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県老人保健施設協会（以下「協会」という）定款第9条の規程に基づき、社員及び賛助会員が協会に納付する会費及び入会金の額を定めることを目的とする。

第2条 会費及び入会金は、別表のとおりとする。

第3条 会費算定の期日は、当該年度の4月1日現在とする。

第4条 会費の納付は、原則として毎年4月とする。

第5条 年度途中において賛助会員から社員に種別を変更したときは、納付すべき会費の額から既に納付した額を控除した額を納付するものとする。

2 会費の納付は、預金口座振替により行うことができる。

第6条 会費、入会金及び臨時会費の徴収に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

### 附 則

この規程は、平成21年5月31日から施行する。

### 別 表

種 別	社 員	賛 助 会 員	
		団 体	個 人
入会金・会費等			
入 会 金	100,000 円	10,000 円	5,000 円
会 費	80,000 円	10,000 円	5,000 円

# 一般社団法人岡山県老人保健施設協会弔慰規程

(目的)

第1条 この規程は、岡山県老人保健施設協会（以下「協会」という）の社員等の弔慰について定める。

(対象)

第2条 適用の範囲は、協会社員施設の理事長及び施設長等とする。

(弔慰金等)

第3条 協会の社員等が亡くなられた場合、会長名で下記のとおり弔慰金等をおくるものとする。

理事長が亡くなられた場合

- ・弔慰金 10,000 円
- ・生花
- ・弔電

施設長が亡くなられた場合

- ・弔慰金 10,000 円もしくは生花
- ・弔電

(補足)

第4条 この規程に定められた事項又は定めのない事項で、弔慰金等の支出に関して会長が必要と認めた場合は会長の判断で行えるものとし、後日理事会に報告するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成21年5月31日から施行する。

## 一般社団法人岡山県老人保健施設協会 共催・協賛・後援承諾規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県老人保健施設協会（以下、本会）が、一般社団法人岡山県老人保健施設協会、及び本会以外の団体と共催する事業、また一般社団法人岡山県老人保健施設協会、及び本会以外の団体が行う事業への協賛、または後援に関して必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 用語の意義は、次の各号にあげる当該各号に定めるものとする。

- (1) 共催とは、その事業の実施にあたり、企画または運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (2) 協賛とは、第三者が主体となって開催する催しについて、本会が趣旨に賛同し、協力・援助することをいう。協賛金等の費用負担を伴うことがあり、後援に比べて本会の関与が大きい場合に使用する。
- (3) 後援とは、第三者が主体となって開催する催しについて、本会がその事業の趣旨に賛同し、協力・援助することをいう。原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

### (承諾の基準)

第3条 共催・協賛・後援（以下、共催等）の承諾は、事業の目的、及び内容が本会定款に定める目的ならびに事業に合致しているもので、次の各号に掲げる承諾基準に該当する場合に理事会が行うものとする。

- (1) 事業の主催者についての承諾基準
  - ア 国、地方公共団体、またはこれらに準ずる公共的団体
  - イ 学校、または学校の連合体
  - ウ 公益法人、社会教育関係団体、またはこれらに準ずる団体
  - エ 新聞、テレビ等の報道機関
  - オ その他協会長が適当と認める団体
- (2) 事業目的、及び内容についての承諾基準
  - ア 公共性があり、営利を目的としないものであること。
  - イ 政治団体、宗教団体の活動、または特定の政治、宗教のための活動と認められる事業でないこと。
  - ウ その他本会の方針に反しないものであること。
- (3) その他の承諾基準  
過去に共催等をしたものであること。

## 2. 共催等の対象

### 任意団体

医師、看護師、作業療法士、理学療法士等の医療・介護・福祉関連団体（会員）が主体となり、その活動が本会会員に有益と判断される任意団体。

(共催等の承諾申請)

第4条 共催等を受けようとする者は、理事会においてその承諾を受けなければならない。  
なお、返答までの時間に猶予がない等の特別な事情がある場合には、理事による  
メーリングリストでの承認によって、理事会の承認に代えることがある。

(承諾の通知)

第5条 協会長は、共催等を承諾した場合には、当該申請者に対し承諾書を交付するもの  
とする。

(事業終了等の届出)

第6条 主催者は協賛、後援を受けた事業が終了した場合、協会長の求めに応じて、報告  
書を提出しなければならない。

(共催等の取消し)

第7条 本会は、共催等の承諾を受けた者がその事業の実施にあたり、この規程の第3条  
に掲げる承諾基準を具備しなくなると認めるとき、その他不適當な行為がある  
と認められるときはこれを取消すものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、共催等に関し必要な事項は理事会の決議を経て協  
会長が定める。

2 この規程は理事会の決議を経なければ変更することができないものとする。

附則

この規程は、平成 23年 4月 1日より施行する。

様式第1号

社員入会申込書

一般社団法人  
岡山県老人保健施設協会会長 殿

令和 年 月 日

法人名

施設名

社員名

印

施設名		
定員	入所 床（うち認知症専門棟 床）	通所 名
設置形態	・独立 ・病院併設 ・診療所併設 ・特養併設 ・病院特養併設 ・診療所特養併設 ・その他（ ）併設	
経営主体名		
理事長名		
施設長名		
事務長名		
看護師長名		
開設年月日	年 月 日	
施設所在地	〒 ー 岡山県	
T E L	( ) - ( ) - ( )	
F A X	( ) - ( ) - ( )	
E-mailアドレス		

様式第2号

賛助会員(個人)入会申込書

一般社団法人  
岡山県老人保健施設協会会長 殿

令和 年 月 日

(ふりがな)  
入会希望者氏名

㊟

入会希望者 自宅住所	〒   TEL (        )        — FAX (        )        —			
勤務先				
所属・役職	所 属		役 職	
勤務先 住所	〒   TEL (        )        — FAX (        )        —			

郵便物等送付先      自宅      勤務先      (どちらか○で囲んで下さい。)

様式第3号

賛助会員(団体)入会申込書

一般社団法人  
岡山県老人保健施設協会会長 殿

令和 年 月 日

(ふりがな)  
入会希望団体名  
代表者名

印

入会希望団体 主たる事務所の所在地	〒			TEL ( ) -	
				FAX ( ) -	
事務担当者 氏名					
所属・役職	所 属		役 職		
営業内容又は 事業内容	※本欄記入に代え、営業内容・経歴書等を添付しても差し支えありません。				
岡山県老人保健施設協会が出版する雑誌等の刊行物への広告掲載希望の有無					
ある                      ない                      (どちらかを○で囲んで下さい。)					

様式第4号

変更届

一般社団法人  
岡山県老人保健施設協会会長 殿

令和 年 月 日

施設名(団体名)

社員名(会員名)

印

変更内容	変更日	新	旧
施設名	年 月 日		
入所定員	年 月 日		
通所定員	年 月 日		
設置形態	年 月 日		
経営主体名	年 月 日		
理事長	年 月 日		
施設長	年 月 日		
事務長	年 月 日		
看護師長	年 月 日		
開設年月日	年 月 日		
郵便番号	年 月 日		
所在地	年 月 日		
電話番号	年 月 日		
FAX番号	年 月 日		
E-mailアドレス	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		



様式第6号

社 員 変 更 届

一般社団法人  
岡山県老人保健施設協会会長 殿

令和 年 月 日

社 員 名

印

法 人 名

施 設 名

記

1. 変更理由

2. 変更内容

区 分	新	旧
社 員 名		
役 職 又 は 職 種		